

一般名処方について

一般名処方とは、お薬の“有効成分”をそのまま“お薬名”として処方することです。

これにより、患者さんは、有効成分が同一の医薬品が複数ある場合は先発医薬品、後発医薬品をご自身で選ぶことができます。

メリットは、先発医薬品だけでなく後発医薬品も選択できるので、患者さんの経済的負担を減らすことができます。また、お薬の流通量が不足している場合は、銘柄を限定しないので、遅滞なくお薬を受け取ることが可能となります。

デメリットは、調剤薬局によって、扱っている銘柄が異なる、または変更となる場合があるので、大きさや色調が異なる場合があります。

お薬の銘柄の選択等は、かかりつけの調剤薬局にてご相談ください。

*一部の医薬品、医師の【変更不可】記載のある処方箋については対象外です。